

11月25日(火) 告示

松前町長選挙

投票日

11月30日(日) 7時～20時

12月10日任期満了に伴う松前町長選挙が、11月30日(日)に行われます。
あなたの一票を大切に、必ず投票しましょう。

投票区	投票所	区 域
第1投票区	黒田保育所	南黒田・北黒田
第2投票区	松前小学校体育館	宗意原・新立
第3投票区	松前保育所	本村・筒井・社宅
第4投票区	二名保育所	徳丸・中川原・出作
第5投票区	東公民館	神崎・鶴吉
第6投票区	小富士保育所	横田・大溝・永田・東古泉
第7投票区	白鶴保育所	大間・上高柳・恵久美
第8投票区	北公民館	昌農内・西高柳・西古泉
第9投票区	北川原集会所	北川原・塩屋

投票区と投票所

投票できる方は
20歳以上の日本国民であるという要件のほかに、選挙人名簿に登録されていることが必要です。
松前町選挙人名簿に登録されているのは、次の要件を満たしている方です。
①昭和58年12月1日以前に生まれた方
②平成15年8月24日以前から住民基本台帳に記載されている方(他の市町村からの転入者については平成15年8月24日以前に転入届をした方)

投票できる方は

郵便による不在者投票制度

身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が次の1か2に該当する方は、自宅で投票(郵便投票)ができます。
1 両方の足、体幹もしくは移動機能の障害で、手帳に1級もしくは2級と記載されている方。
2 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸もしくは小腸の障害で、手帳に1級もしくは3級と記載されている方。

※障害の程度が前記と同程度でありながら、手帳の記載が明らかでない場合は、その障害の程度を証明した知事の書面が必要です。

※投票するためには、郵便投票証明書(有効期間7年)が必要です。

※投票用紙の請求期限は投票日前4日(11月26日(水))までです。

